

基本目標7 計画の推進に向けて

1 効率的で効果的な行政運営



施策の目的

住民ニーズに対して、迅速な対応や意思決定ができる組織の整備、AIやRPAなどの新しい技術に対応できる人材の育成、公共施設等総合管理計画の更新、住民と行政の情報共有、広域行政による効率化などを推進して行政運営を効率的に進めます。

現状と課題

【行政運営】

- 行政改革に継続して取り組み、人・もの・かね・情報などの経営資源を活用して、将来にわたって住民により良い行政サービスを継続して提供するため、法令を踏まえながら組織のしくみや考え方を時代にあった最もふさわしいものへと転換させる必要があります。
- 権限移譲などにより通常業務が増えている中で、新たな行政課題に対して組織改編などを行うことが難しい状況です。
- 平成28年度に「田布施町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和2年度に「田布施町公共施設個別施設計画」を策定しています。

【行政サービス】

- 町広報、町ホームページやたぶせメールなどで行政情報を発信しています。
- 行政情報を共有するため、町広報の充実や町ホームページのアクセシビリティを踏まえたデザインの統一化を図っていますが、運用ノウハウが必要となっています。
- マイナンバー制度を利用した情報連携の実施により、行政手続における添付書類の省略を図り、住民の負担を軽減しています。
- 今後、国は令和4年度末を目標に全住民にマイナンバーカードを交付することとしていますが、交付数が増加すれば効率的な発行業務を行う必要があります。また、住民票などのコンビニ交付についても検討する必要があります。

【広域行政】

- 町は、長期的な展望を持って、柳井・周南地域及び広島広域都市圏などの関係市町と広域連携を進めており、更なる事務事業について協議、検討を進める必要があります。
- 柳井地区広域行政連絡協議会を通じて婚活イベントや、サザンセット・ロングライド、合同就職説明会などを実施しています。また、周南広域都市圏では地場産業センターを通じて連携するとともに、広島中枢都市圏制度に参加して病児保育の相互利用や、各イベントへの出展などに取り組んでいます。

施策の体系

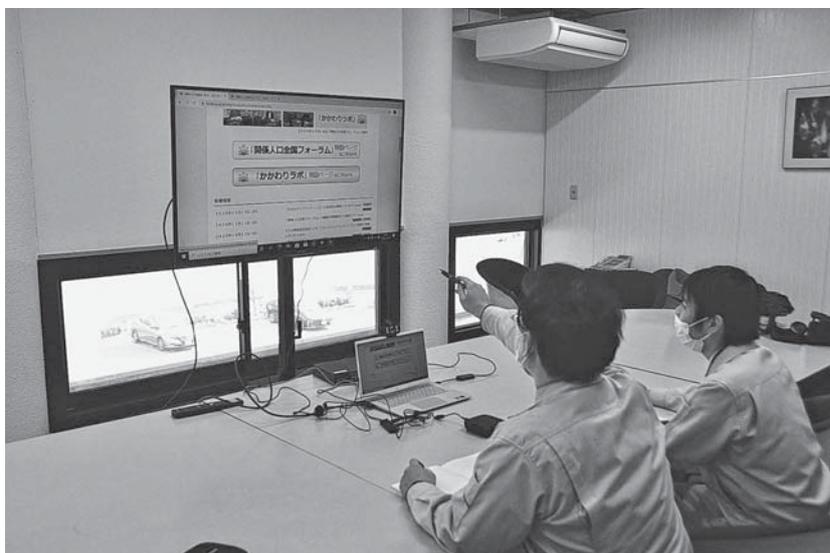
効率的で効果的な 行政運営

- 1 効率的で効果的な行政運営
- 2 分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現
- 3 広域行政・共同処理の推進

主要な施策

1 効率的で効果的な行政運営

- (1) 自立性、柔軟性、機動性を備え、新たな行政課題にも迅速な対応や意思決定ができる組織・機構の整備に取り組みます。
- (2) 多様化、複雑化する住民の要望などに対応しつつも、人口減少社会を迎えて、より効率的な事務が遂行できるよう、法令を踏まえながら事務事業全般を不断に見直しを行い、効率的な行政運営を進めます。
- (3) 国や県と連携して、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを推進できる体制を構築し、時代にふさわしい行政サービスの提供を行います。
- (4) 高度化、多様化、複雑化する行政において、新しい課題へ対応し、AIやRPAなどの新しい技術に対応できる人材を、計画的に育成を進めます。
- (5) ICT技術の進展により行政事務においても、デジタル化を積極的に進め、AIやRPAなどを活用・推進した新しい行政の形へ進んでいきます。
- (6) 公共施設のすべてを対象に、老朽化の状況や利用状況の現状を把握し、今後の維持管理・更新費用の見通しなどを分析し、公共施設の管理に関する基本方針を記載する「田布施町公共施設等総合管理計画」は、「田布施町公共施設個別施設計画」を反映した更新を行います。
- (7) 今後の公共施設の維持更新のための費用見通しにあたっては、PFI・PPPの活用ができるよう、調査・研究に努めます。



役場内でのWeb会議（イメージ）

2 分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現

- (1) 住民と行政が持っている情報をより共有し、分かりやすく透明性の高い行財政運営を推進することにより、町政に対する理解を深めるとともに、住民に最も身近な基礎自治体として、ICTなども利用した創意と工夫により、分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現に努めます。
- (2) マイナンバー制度を活用したさらなる取組（マイナンバーカードを利用したサービスの提供や添付書類を省略する行政手続き事務の簡素化など）を早期に実施します。
- (3) 各種申請・届出などの事務手続、資料請求・情報提供手続などを電子化し、窓口へのタブレット端末の導入も視野に入れ、公印・押印の廃止、交付の簡素化、スピード化を図ります。また、マイナンバーを利用した申請も充実させていきます。
- (4) 行政情報などを迅速かつ適切に伝えられるように、町ホームページ、たぶせメールやSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用し、最新の情報を発信します。また、親しみやすく、アクセシビリティを踏まえた、必要な情報を誰であっても容易に入手できる町ホームページやSNSの運用に努めます。
- (5) スマートフォンなどで機能するアプリケーションを活用した安全・防災・移住など、さまざまな行政サービスの情報提供の実施について、引き続き検討します。一方ですでに導入した「たぶせ子育てアプリ」の普及啓発を図り、内容の充実にも取り組みます。
- (6) 行政の信頼を損なわないように個人情報保護法や情報セキュリティポリシーなどに基づき、しっかりとした対策を実施します。

3 広域行政・共同処理の推進

- (1) 現在、広域的に取り組まれている事務・事業については、長期的な展望にたって、安定した運営と一層の合理化が図れるよう、関係市町との連携を密にします。
- (2) その他、広域的処理が望ましく、かつ効果的なサービスが期待できる事務・事業については、柳井地域・周南地域広域圏及び県境を越えた広島広域都市圏などでの取組を関係市町と協議、検討していきます。

個別計画・関連計画

- 田布施町公共施設等総合管理計画
- 田布施町公共施設個別施設計画
- 広島広域都市圏発展ビジョン

基本目標 7 計画の推進に向けて

2 健全な財政運営



施策の目的

自主財源の確保と効率的・効果的な歳出構造の創出により健全な財政基盤を確立します。

現状と課題

- 地方自治体は、財政健全化と地域の活性化を両立していくことを迫られており、町としても、従来の行財政運営のあり方にとらわれない、大胆で独自性のある改革を進めていく必要があります。
- 利便性の向上を図るため、平成31年1月より一部コンビニ収納を導入し、全国のコンビニエンスストアやスマートフォンを利用した納付が可能となっています。その他の収納チャネルについても導入が可能か検討を行っています。
- 財産調査の徹底や、搜索を実施するなど、滞納整理に取り組んだ結果、徴収率は毎年上昇し、平成27年度に対する令和元年度の徴収率は、現年度で0.80%上昇、滞納繰越分で8.37%上昇し、現年度と滞納繰越分の合計で2.25%上昇を達成しました。

財政健全化比率などの状況

(単位：%)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財政力指数 (3ヶ年平均)	45.1	45.6	46.1	46.7	46.8
経常収支比率	93.1	97.4	94.4	91.6	93.4
実質公債費比率 (3ヶ年平均)	13.6	13.1	12.7	12.3	11.8
実質公債費比率 (単年度)	12.9	12.9	12.4	11.9	11.1
将来負担比率	96.6	84.9	73.3	62.8	53.4

資料：企画財政課

注：各指標は、表示年度の決算等に基づく数値

施策の体系

健全な財政運営

1 健全な財政基盤の確立

2 行財政改革の進め方

主要な施策

1 健全な財政基盤の確立

- (1) 厳しい財政状況が今後も続くと見込まれる中、自主財源の確保とともに歳入に見合った歳出構造を築くことが求められています。
- (2) 歳入面では納税の利便性の向上を図る一方で、税の公平性のため、滞納者には徹底した財産調査及び滞納処分を行います。さらに、強制措置として捜索を実施し、差し押さえた動産や自動車などをインターネット公売により換価・充当するなど収納率向上に努めます。また、町有地の遊休地を売却するため、役場内にプロジェクトチームを組織し、売却処分を促進します。
- (3) 歳出面では各種事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用など、事務の効率化と歳出の適正化に努め、健全な財政基盤の確立に取り組み、持続的な自治体運営ができるように取り組みます。また、財政の健全化に関する法律に定める健全化判断比率などの指標については、数値目標を掲げ継続してその改善に努めます。
- (4) ふるさと寄附金やガバメントクラウドファンディングなど、事業を新たに実施する際の財源調達の手法の強化に取り組みます。

2 行財政改革の進め方

- (1) 行財政改革の推進にあたっては、町議会、関係団体と連携を図りながら、広く住民の理解と協力を得て、全庁一体となって行財政改革の推進を図ります。

基本目標 7 計画の推進に向けて

3 積極的な対話と連携によるまちづくり



施策の目的

各種団体の自主的な活動の支援や住民への分かりやすい情報の提供などにより、住民と行政が強い絆で結ばれたまちづくりを推進します。

現状と課題

【広報・広聴】

- 「自治会の手引き」や「加入促進のチラシ」、「行政協力委員の手引き」を毎年自治会長集会で配布しています。
- 「田布施町附属機関設置条例」を平成30年4月1日より施行し、各附属機関の組織及び運営に関し必要な事項を「田布施町附属機関の組織及び運営に関する指針」として定め、委員の選任にあたっては、住民がさまざまな町政運営に参加し意見を反映できる機会として、公募枠を設けるよう努めることを定めています。しかし、委員を公募しても公募する人は少なく、パブリックコメントも意見は少ない状況です。

【情報公開】

- 「田布施町情報公開条例」に基づき情報公開を行い、条例に定められる期間内（15日以内）に開示するか決定し、公開などの処理をしています。
- 公開基準を時代に則した基準にするため整備する必要があります。

施策の体系

積極的な対話と
連携によるまちづくり

- 1 ボランティア・NPO活動との連携
- 2 広報・広聴体制の充実
- 3 情報公開の推進

主要な施策

1 ボランティア・NPO活動との連携

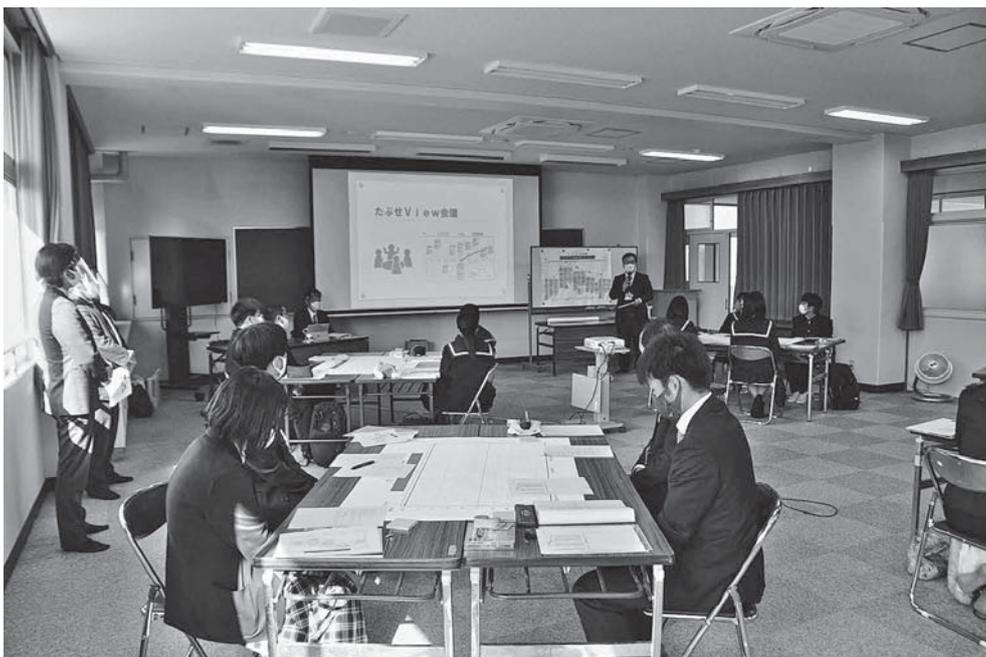
- (1) 子育てや美化活動などのさまざまな地域課題やまちづくりに対して活動する各種団体の自主的な活動が展開されるよう、情報発信や機会の提供などの支援を行うとともに、連携の強化を図ります。

2 広報・広聴体制の充実

- (1) 住民の参画と協働によるまちづくりを進めていくため、町広報をはじめさまざまな媒体を活用し、住民へ分かりやすく、正確な情報伝達に努めます。
- (2) 町の政策に関わる計画、事業に対して、幅広く住民の意見・提案を聞かせていただくため、各種委員会などへの公募委員の拡大やパブリックコメント制度などを推進し、住民の参画機会の創出に努めます。
- (3) 住民ニーズの把握と対話を進めていくため、地域自治会との意見交換会や各種懇談会などを開催します。

3 情報公開の推進

- (1) 住民が必要とする情報を迅速に提供できる文書管理の充実を図ります。また、デジタル・ガバメントを見据えた公文書の電子化の検討を行います。
- (2) プライバシー保護に十分配慮した上で、行政情報公開制度の適切な運営に努めます。
- (3) 各種会議や会議録を町ホームページなどを利用して公開を進めます。



田布施農工高校でのたぶせView会議の様子

